

京都市告示第 342 号

介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号，第 9 号及び第 10 号，第 84 条第 1 項第 6 号，第 9 号及び第 10 号，第 115 条の 9 第 1 項第 5 号，第 8 号及び第 9 号の規定により，次のとおり指定居宅サービス事業者，指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定を取り消します。

平成 26 年 10 月 15 日

京都市長 門川大作

事業者 の名称	事業所の名称及 び介護保険事業 所番号	事業所の 所在地	サービス種別	取消年月日
一般財 団法人 真和会	真和会ヘルパー ステーション桃 山 2670916689	京都市伏見区 桃山町日向 46-1- 101	訪問介護，介護 予防訪問介護	平成 26 年 11 月 30 日
一般財 団法人 真和会	真和会ケアプラ ンセンター桃山 2670916689	京都市伏見区 桃山町日向 46-1- 101	居宅介護支援	平成 26 年 11 月 30 日
一般財 団法人 真和会	真和会福祉用具 レンタル桃山 2670916689	京都市伏見区 桃山町日向 46-1- 101	福祉用具貸与， 特定福祉用具販 売，介護予防福 祉用具貸与，特 定介護予防福祉 用具販売	平成 26 年 11 月 30 日

(保健福祉局保健福祉部監査指導課)